

医療法人社団東方会指定訪問看護事業運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人社団東方会が開設するおおやま病院が実施する指定訪問看護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この規程は、おおやま病院（以下当院という）が行うみなし指定訪問看護およびみなし指定予防訪問看護の事業（以下事業という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営を定め、当院の看護師及び准看護師が、主治医の指示に基づき、要支援状態又は要介護状態にある者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定訪問看護に携わる看護師等は、要支援者又は要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を図る。

2 利用者の人権擁護、虐待防止など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修などを行う。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定訪問看護事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人社団東方会おおやま病院
- 2 所在地 富山県富山市花崎85番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
看護 看護	看護師または准看護師 准看護師	1以上		常勤換算

(1) 看護師及び准看護師

看護師及び准看護師は、主治医との密接な連携及び訪問計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。
ただし、祝祭日及び、盆休み（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後4時00分
- 4 営業時間外の電話受付や訪問中の場合はおおやま病院職員が応対する。

(事業の内容)

第7条 指定訪問看護は、主治医の指示に基づき、要支援者・要介護者に対する心身の機能回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得なければならない。

看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を診療録に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市、中新川郡の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、法定自己負担割合の額とする。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算（消費税は別途）	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の 双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
また、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び早期の事業再開を図るために業務継続計画を策定し、それに従い必要な措置を行う。
- 5 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。
- 6 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練は、病院の規程に沿って行う。

(高齢者虐待防止)

第11条 虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針は病院のものに準ずる。
- (2) 虐待防止のための対策の検討や研修会は、病院と合同で行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回および諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じたときに随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団東方会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(第10条4項(業務継続計画)・6項(感染防止対策)、第11条(高齢者虐待防止)追加)